

行田羽生資源環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

令和4年4月1日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公務災害補償等)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年行田市条例第10号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。